

沖縄県教育委員会規則の一部改正（沖縄県立図書館の設置及び管理に関する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則）

総務課

沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則第4条第1項第2号の規定に基づき、教育長専決により処理したので、同規則第6条の規定により報告する。

### 1 改正の概要

図書館については、沖縄県立教育機関設置条例（昭和47年沖縄県条例第24号）に基づき設置していたが、沖縄県立図書館の設置及び管理に関する条例（平成30年沖縄県条例第57号）の施行に伴い、図書館設置の根拠条例が変更となることから、関係する教育委員会規則の規定を一括して整理（改正）する必要がある。

### 2 改正する規則の概要

- (1) 沖縄県立教育機関組織規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第2号）  
教育機関の組織及び分掌事務等について、必要な事項を定めた規則。
- (2) 沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則（平成27年沖縄県教育委員会規則第2号）  
教育委員会の権限に属する事務のうち、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第1項の規定に基づき、教育長に委任し、又は臨時に代理させる事項等について定めた規則。

### 3 改正及び施行年月日

改正日 平成30年10月17日

施行日 平成30年12月15日

### 4 新旧対照表

別添参照

## 新旧対照表

沖縄県立教育機関組織規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第2号）新旧対照表	
改 正 案	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、沖縄県立教育機関設置条例（昭和47年沖縄県条例第24号）、沖縄県立離島児童生徒支援センターの設置及び管理に関する条例（平成27年沖縄県条例第51号）及び沖縄県立図書館の設置及び管理に関する条例（平成30年沖縄県条例第57号）に規定する教育機関の組織及び分掌事務その他必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、沖縄県立教育機関設置条例（昭和47年沖縄県条例第24号）及び沖縄県立離島児童生徒支援センターの設置及び管理に関する条例（平成27年沖縄県条例第51号）に規定する教育機関の組織及び分掌事務その他必要な事項を定めるものとする。</p>

第2条から第20条まで (略)

(注) 規則の改正規定に係る部分の対照箇所にアンダーラインを引くこと。

## 新旧対照表

沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則（平成27年沖縄県教育委員会規則第2号）新旧対照表	
	改 正 案
第1条	現 行
（定義）	第1条（略）
（定義）	（定義）
第2条 この規則において「県立学校」とは、沖縄県立高等学校等の設置に関する条例（昭和47年沖縄県条例第22号）第1条の規定により設置された高等学校、特別支援学校及び中学校をいう。	第2条 この規則において「県立学校」とは、沖縄県立教育機関設置条例（昭和47年沖縄県条例第22号）第1条の規定により設置された高等学校、特別支援学校及び中学校をいう。
2 この規則において「教育機関」とは、県立学校並びに沖縄県立教育機関設置条例（昭和47年沖縄県条例第24号）、沖縄県立離島児童生徒支援センターの設置及び管理に関する条例（平成27年沖縄県条例第51号）及び沖縄県立図書館の設置及び管理条例（平成30年沖縄県条例第57号）の規定により設置される教育機関をいう。	2 この規則において「教育機関」とは、県立学校並びに沖縄県立教育機関設置条例（昭和47年沖縄県条例第24号）及び沖縄県立離島児童生徒支援センターの設置及び管理に関する条例（平成27年沖縄県条例第51号）の規定により設置される教育機関をいう。
3 及び4 （略）	3 及び4 （略）
第3条から第7条まで （略）	第3条から第7条まで （略）

（注） 規則の改正規定に係る部分の対照箇所にアンダーラインを引くこと。